

松江市 報道提供資料

令和 6 年 3 月 7 日

件名

第 8 回田和山史跡公園再整備計画検討委員会の開催について

内容 有識者、専門家、地元代表者の委員 4 名で構成される「田和山史跡公園再整備計画検討委員会」の第 8 回目の会議を開催し、田和山史跡公園再整備事業についての報告を行う。また、今後の事業予定の説明を行い、ご意見を伺うもの。

開催日時 令和 6 年 3 月 13 日(水) 13 時 30 分～15 時 30 分(予定)

開催場所 松江市役所 第 2 別館 2 階 研修室

議 題 ①令和 5 年度事業報告
②令和 6 年度事業予定
③事業全体について
④その他報告

【問い合わせ】

文化スポーツ部埋蔵文化財調査課 担当：古藤

電話：0852-55-5284

田和山史跡公園再整備検討委員会委員名簿

氏名	分野	役職名等	居住地
松本岩雄	考古学	島根県立八雲立つ風土記の丘 所長	島根県松江市
内田和伸	史跡整備	奈良文化財研究所 文化遺産部 遺跡整備研究室 長	奈良県
山田昌久	考古学	東京都立大学 特任教授	神奈川県
木井宏治	地元代表	乃木公民館館長	島根県松江市

審議会等の会議開催のお知らせ

1 会議名	第8回田和山史跡公園再整備計画検討委員会
2 設置根拠及び 設置年月日	設置根拠 田和山史跡公園再整備計画検討委員会設置要綱 設 置 令和6年2月1日
3 所掌事項	田和山史跡公園再整備事業における指導・助言
4 開催日時	令和6年3月13日（水）13時30分から15時30分まで
5 開催場所	松江市役所 第2別館2階 研修室 （松江市末次町86番地）
6 議題及び 公開・非公開の別	【議 題】（公開） ①令和5年度事業報告 ②令和6年度事業予定 ③事業全体について ④その他報告
7 非公開の理由	
8 傍聴手続きの方法	傍聴希望者は、会議の30分前から開催予定時刻までに、当該会議の会場において、受付のうえ、係員の指示に従って入場することができます。 なお、傍聴の申込手続きは先着順で行い、会場が狭小なため、定員になり次第終了いたします。
9 傍聴定員	5人
10 問い合わせ先	埋蔵文化財調査課調査企画係 電話（0852）55-5284
11 その他	

田和山史跡公園再整備計画検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 国指定の史跡として位置づけられた田和山遺跡において、田和山史跡公園再整備事業を実施するにあたり、関連する分野の専門的意見や地域住民の意見を聞くため、「田和山史跡公園再整備計画検討委員会」(以下「委員会」という。)を設置する。

(委員)

第2条 委員は、5人以内とする。

2 委員は、史跡・公園整備及び文化財に関し広く高い見識を有する者、地域住民の代表者その他市長が特に必要と認めた者のうちから、市長が委嘱する。

(任期)

第3条 委員の任期は2年以内とする。

2 委員が欠けた場合は、補欠の委員を委嘱することができる。

3 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第4条 委員会に委員の互選により委員長を置く。

2 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、市長が招集し、委員長が議長となる。

(事務局)

第6条 委員会の庶務は、文化スポーツ部埋蔵文化財調査課において処理する。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は別に

定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年2月1日から施行する。
- 2 委員会がその目的を達成したとき、委員会は解散し、この要綱はその効力を失う。